

Mitty 人材紹介サービス利用規約

第 1 条（定義）

Mitty 人材紹介サービス（以下、「本サービス」といいます。）における用語の定義は以下のとおりです。

- ① 「人材紹介」：Mitty 株式会社（以下、「当社」といいます。）が申込者および求職者の申し込みを受け、申込者と求職者との間における雇用関係の成立を斡旋することをいいます。
- ② 「候補者」：当社が申込者に紹介した求職者をいいます。
- ③ 「採用決定者」：候補者のうち申込者が採用することを決定した者をいいます。
- ④ 「個人情報」：生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により当該個人を識別できる情報(当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できる情報を含みます)、または個人識別符号が含まれるものをいいます。
- ⑤ 「理論年収」：月次給与・所定外労働手当の 12 か月分および理論上の通年賞与の他、交通費以外の諸手当、報奨金および一時金を合計した金額をいいます。
年俸制を採用している場合においては、年俸額を理論年収とします。ただし、所定外労働手当、賞与、交通費以外の諸手当、報奨金および一時金が年俸額とは別途支払われる場合、12 か月間で支払われるそれら手当等も理論年収に含むものとします。
なお、賞与は賞与算定基準額×前年度賞与支給月数で算出します。ただし、賞与支給月数にて算出できない場合は、前年度支給実績をもとに算出するものとします。

第 2 条（本サービスの内容）

当社は、申込者より明示された求人条件に該当すると思われる求職者のうち、申込者に応募する意思がある求職者を申込者に対し紹介します。申込者は、候補者から任意の者を選び、申込者の判断に基づき選考のうえ、その採用の可否を判断します。

- 2 申込者は、当社に紹介を依頼する求人案件に関して、特別な条件（必要な資格等も含む）がある場合、事前にその旨を当社に通知するものとします。
- 3 当社は、職業紹介事業者として通常課される責任において、本サービスを誠実に遂行するものとします。
- 4 申込者は、本サービスにおいて、候補者が他企業の求人に対して応募することがあることを確認するものとします。
- 5 申込者は、すべて自己の責任において候補者の採用選考を行うものとします。
- 6 申込者は、候補者から他の手段によって応募があった場合には、当社の紹介による応募を優先して取り扱うものとします。
- 7 申込者は、候補者の採用を決定した場合、候補者に対して所定の内定通知書（労働基準法第 15 条に基づく労働条件を明示したもの）またはこれと同等の事項を記載した文書を交付し、当社にはその副本もしくは写しを交付します。なお、採用の決定にあたり、求人票においてあらかじめ明示された労働条件から変更(特定、削除または追加を含みます)した労働条件によって採用する場合、申込者は、当該変更内容について、当社にあらかじめ通知したうえで、自らの責任において速やかに候補者に明示しなければなりません。
- 8 申込者が候補者の不採用を決定した場合、申込者は当該事実を直ちに当社へ報告するものとします。当社は当該報告があり次第、候補者にその旨を通知するものとします。

- 9 申込者は、採用決定を取り消す場合、既に申込者と採用決定者との始期付解約権留保付雇用契約または雇用契約の予約が成立していることに鑑み、すべて自らの責任において採用決定者との間に発生する紛争を処理するものとします。
- 10 候補者が複数の採用を得る可能性および申込者への入社を辞退する可能性があり、採用を決定しても入社が確約されるものではないものとします。
- 11 採用決定者が入社日から 6 か月以内に明らかに採用決定者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、申込者は速やかに当該事実を当社に報告するものとします。また、当社から当該事実の有無について確認を受けた場合は、これに協力するものとします。
- 12 本サービスへの申込は、当社が申込書を受領した時点で、申込書記載の申込日（以下「申込日」という）をもって成立するものとします。ただし、当社が受領後 14 日以内に申込者に対し異議を述べた場合、当社の承諾は無かったものとし、本サービスへの申込は無効となります。

第 3 条（候補者への求人条件等の開示・公開）

- 申込者は、本サービスに関する求人票作成のため、当社に対し必要な情報を提供するものとします。
- 2 当社は、申込者から提供された情報に基づいて求人票を作成・開示・公開するものとします。申込者は、当該求人票の開示・公開後、速やかに内容を確認し、変更等の必要がある場合は、当社にその旨を通知するものとします。ただし、申込者が当該求人票の開示・公開前に確認を希望する場合、当社はそれに従うものとします。
- 3 申込者が事前に希望しない旨を通知した場合を除き、当社は、求人票に記載の求人条件、申込者から提供された情報および一般に公開されている申込者の企業情報等について当社が独自に収集した情報等（以下「求人条件等」という）を、候補者に対して開示・提供できるものとします。
- 4 申込者は、前 3 項にかかわらず、当社が職業安定法に基づき申込者からの求人の申込みを受理しない場合があることにつき予め了承するものとします。
- 5 申込者は、職業安定法に規定される職業紹介事業者が求人の申込みを受理しないことができる事由に該当しないことを当社に対し表明するものとし、本サービスの申し込み後に当該事由に該当することとなった場合、直ちに当社にその旨を通知するものとします。

第 4 条（紹介手数料）

- 申込者が当社から紹介された候補者の採用を決定し、採用決定者が申込者に入社した場合、当該入社日をもって、当社は申込者に紹介手数料を請求できるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合においても、当社は申込者に紹介手数料を請求できるものとします。
 - ① 申込者が候補者の不採用を決定した日、候補者が選考を辞退した日、または採用決定者が内定を辞退した日から 12 か月以内に、申込者が本サービスを經由せずに当該候補者および採用決定者に直接雇用の申込みを行い、採用に至った場合。
 - ② 申込者の斡旋により申込者の関係会社が当該候補者を採用した場合。
 - ③ 申込者が当社に内定通知書を提示せず、または当社を介さずに入社承諾書等を候補者から直接入手し、申込者が候補者を採用した場合。
- 3 紹介手数料は申込者と採用決定者との間で合意した理論年収の 35%とします。ただし、求人者と当社との間で別途締結する申込書、契約書、または覚書等において異なる料率（手数料表に定める料率を上限とする）を定めた場合は、当該料率を優先して適用するものとします。なお、紹介手数料を請求する際は、別途消費税を加算するものとする。

- 4 申込者は、採用決定者が申込者に入社した場合、遅滞なく当社の指定する方法に従って、採用決定者に関する事項（氏名・理論年収・入社日）および、紹介手数料に関する事項（料金・請求日・支払期日）の確認を行うものとします。
- 5 採用決定者が申込者に入社しない場合、当社は申込者に紹介手数料を請求しないものとします。なお、採用決定者が内定辞退をしたことについて、当社は自己の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負わないものとします。
- 6 紹介手数料の支払方法について、当社は、採用決定者の入社日を含む月の末日締めにて請求書を発行するものとします。申込者は請求書発行日の翌月末日までに紹介手数料を支払うものとします。なお、振込手数料は申込者の負担とします。
- 7 申込者と請求先が異なる場合、紹介手数料の支払責任は請求先が負い、申込者はこれに連帯して保証します。

第5条（紹介手数料の返金）

- 当社は、採用決定者が入社日から6か月以内に明らかに採用決定者の責により解雇された場合、または自己都合により退職した場合、以下の各号に基づき申込者に紹介手数料を返金いたします。
- ① 1か月以内に退職した場合：申込者から支払いを受けた紹介手数料の80%を返金いたします。
 - ② 1か月を超え3か月以内に退職した場合：申込者から支払いを受けた紹介手数料の50%を返金いたします。
 - ③ 3か月を超え6か月以内に退職した場合：申込者から支払いを受けた紹介手数料の10%を返金いたします。
- 2 前項の場合において、申込者は、当社に対して、採用決定者の退職日から5営業日以内に退職の事実を書面またはメールにより通知し、当社はこれを受け、退職を確認したうえで当該通知を受領した月の翌月末日までに申込者に対して返金するものとします。なお、振込手数料は当社の負担とします。

第6条（秘密情報）

- 申込者および当社は、本サービスに関して知り得た相手方の技術上または営業上その他業務に関する情報であって秘密である旨を表示したもの（以下、「秘密情報」といいます。）を、厳重かつ適正に管理するものとし、相手方の事前の同意なく第三者に開示・提供・漏洩してはならず、本サービス以外の目的で使用することはできないものとします。
- 2 前項にかかわらず、秘密情報を受領した者は、自己の役職員もしくは弁護士、会計士、税理士その他法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、秘密情報を受領した者の責任において必要最小限の範囲に限って秘密情報をそれらの者に対して開示することができるものとします。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する情報については、秘密情報に該当しないものとします。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - (3) 開示を受けた際、自己の責によらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
 - 4 本条の規定は、本サービスの利用期間満了後5年間、引き続き効力を有します。ただし本条第1項に定める他の目的に使用することの禁止については無期限に引き続き効力を有するものとします。

第7条（個人情報の取り扱い）

- 申込者は、候補者について採用するかどうかにかかわらず、紹介されるすべての候補者の個人情報が法令により保護される対象であることを確認するものとします。
- 2 当社は、求人条件に何ら関連のない候補者の病歴等の機微な個人情報について求職者より収集せず、また申込者に対して、開示または提供いたしません。
 - 3 申込者は、候補者の同意を得て相手方より開示された候補者の個人情報を、自らの責任による適切な管理のもと秘密に保持し、候補者の事前の承諾なくして第三者に開示してはならず、また、本サービス以外の目的で使用することはできないものとします。
 - 4 申込者は、本サービスに必要な範囲を超えて個人情報を加工または複製することはできないものとします。
 - 5 申込者または当社が候補者との間で個人情報に関するトラブルが生じた場合、他方当事者の責に帰すべき事由がない限り、他方当事者は責任を負わないものとします。

第8条（業務委託）

- 申込者は、本サービスに関する業務を当社以外の採用代行会社またはその他の第三者に委託する場合（以下「委託先」という）、十分な安全管理基準を満たす委託先を選定し、候補者の個人情報についての厳重かつ適正な取扱いを定めた契約を締結し、委託先の当該個人情報の取扱いについて責任をもって監督するものとします。
- 2 申込者が、当社に対し、候補者の個人情報を委託先に直接提供することを求める時は、委託先が正当な権限を有する旨を書面（電子メール含む。以下本項において同じ。）にて当社に事前通知するものとします。なお、申込者は、委託先に変更があった場合（新たな委託先の選定または委託契約の終了も含む）、速やかに当社にその旨を書面にて通知するものとします。

第9条（利用者）

- 申込者は、本サービスを利用する者（自己の従業員、委託先またはその他の第三者）が、申込者より正当な権限の付与を受けた者であることを保証するものとします。

第10条（免責）

- 当社は、申込者に対し、本サービスの利用による採用の確実性、候補者の資質・能力および応募書類等の情報の正確性等、本サービスの効果ならびに候補者に関する保証は行わないものとします。
- 2 申込者および当社は、自己の責に帰すべき事由がある場合を除き、相手方と候補者その他の第三者との間のトラブルについては責任を負わないものとします。

第11条（留意事項）

- 候補者につき、当社の紹介日から12か月を経過しない間に、当社の紹介以外の方法によって申込者への応募または紹介がなされた場合、当社の紹介が優先されるものとします。
- 2 申込者は、当社の紹介後、特段の事由がない場合、当社への事前通知なく、候補者と連絡をとってはならないものとします。また、本サービスの有効期間を問わず、当社より候補者の紹介を受けた日から12か月を経過しない間は、応募方法・職種を問わず、当社による方法以外で当該候補者を採用してはならないものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により本サービスが解約された場合は、この限りではありません。
 - 3 申込者が、派遣契約や業務委託契約等の雇用契約以外の方法に基づき候補者を使用または候補者より役務の提供を受ける場合であっても、使用または役務の提供の開始時点で本サービスに基づく報酬が発生するものとし、本サービスの全ての条項が準用されるものとします。
 - 4 申込者は、候補者の採用決定につき故意または重大な過失により当社に通知しなかった場合、当該

候補者 1 名につき紹介手数料相当額の 2 倍の違約金を当社に支払うものとします。

第 1 2 条（損害賠償）

申込者および当社は、本サービスの遂行に際し、故意または過失により相手方に損害を発生させた場合、現実には発生した直接かつ通常の損害を賠償するものとします。

第 1 3 条（解約）

相手方が本サービスの利用規約に違反し、かつ、当該違反の書面による是正要求を受けた後 30 日以内に当該違反が是正されなかった場合には、申込者および当社はかかる相手方に対する書面の通知をもって本サービスを解約することができるものとします。

2 相手方について次の各号に該当する事由が一つでも生じた場合には、申込者および当社は相手方に対するなんらの通知または催告なく、本サービスを解約することができるものとします。

- ① 監督官庁より業務停止、営業免許もしくは営業登録取消の処分を受けたとき
- ② その財産について仮差押え、仮処分、差押え、強制執行、担保権の実行としての競売等の申立て、または破産、民事再生、会社更生、特別清算の申立てがあった時、もしくは清算手続に入ったとき
- ③ 支払停止、または支払不能の事由を生じたとき
- ④ 解散の決議（法令による解散を含む。）をしたとき
- ⑤ その他各号に類する不信用な事実があるとき

3 当社が本条第 1 項または本条第 2 項に基づき本サービスを解約する場合には、申込者は、本サービスにかかる紹介手数料について、その支払義務を免れ得ないものとし、未払いの紹介手数料がある場合には、直ちにこれを当社に対して支払わなければならないものとします。

第 1 4 条（反社会的勢力でないことの誓約）

申込者および当社は、本サービスの申し込み時において、自らの代表者、役員、従業員、実質的に経営を支配している者が、暴力団構成員・準構成員、共生者、総会屋等の反社会的勢力(以下、反社会的勢力等という。)に該当しないこと及び反社会的勢力等との交際がないことを表明し、将来においても同様であることを互いに誓約するものとします。

2 申込者および当社は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれに該当する行為も行わないことを確約します。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を棄損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 申込者および当社は、自己の委託先もしくは再委託先業者（委託先または再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が現在および将来にわたって第 1 項に定める反社会的勢力に該当しないこと、また、第 2 項各号に該当する行為を行わないことを確約します。

4 申込者および当社は、その委託先または再委託先業者が前項に違反することが契約後に判明した場合には、直ちに違反した委託先または再委託先業者との契約を解除し、または契約解除のための措置を採らなければならないものとします。

5 申込者および当社は、前 2 項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、相手方に対し調査に協力するよう求めることができるものとします。相手方は、これに必要な資料を提出しなければ

ならないものとします。

6 申込者および当社は、相手方が本条の規定に違反した場合、事前に通知または催告することなく、かつ、自己の未履行債務の履行の提供をすることなく、本サービスの利用につき解約することができ

ます。

7 申込者および当社は、前項に基づく解約を行った場合、これにより相手方に生じた損害を賠償する責任を負いません。また、これにより生じた損害を相手方に請求できるものとします。

第 1 5 条（有効期間）

本サービスの有効期間は、申込日から 1 年間とします。ただし、期間満了日の 1 か月前までに申込者および当社の双方から何ら異議申立てのない場合、同一内容でさらに 1 年間有効期間が延長されるものとし、以降についても同様とします。

第 1 6 条（存続条項）

第 4 条、第 5 条、第 1 1 条第 4 項、第 1 2 条、本条および第 1 8 条は、本サービスの有効期間終了後も有効とします。

2 本サービスの規約の一部の効力が、法令や確定判決により無効とされた場合であっても、その他の条項は引き続き効力を有するものとします。

第 1 7 条（協議解決）

本サービスに定めのない事項およびその解釈に疑義を生じた事項については、申込者および当社は協議のうえ、その解決にあたるものとします。

第 1 8 条（法令順守）

申込者および当社は、職業安定法等の職業紹介に関する法令、労働基準法等の労働関係に関する法令、個人情報の保護に関する法律等の個人情報保護に関する法令、その他本サービスに適用される一切の日本国法令ならびに関係官庁の指導等を遵守するものとします。

2 本サービスの履行および解釈に関して紛争が生じたときは、被告の本店所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

第 1 版(2026.04.01)